



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	リユーベック法の体系化：バルデヴィク写本（1294年）をめぐって
Author(s)	コルデス, アルブレヒト; 田口, 正樹//訳
Citation	北大法学論集, 71(1), 117-140
Issue Date	2020-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78271
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_71_1_05_Cordes.pdf



リューベック法の体系化— バルデヴィク写本（1294年）をめぐって*

アルブレヒト・コルデス
田口 正樹（訳）

お集まりの皆さま。札幌へのご招待に心より感謝申し上げます。またとりわけ、皆さんが、700年以上前のリューベックの都市法というテーマのために、わざわざお集まりいただいたことに感謝します。一見すると、この対象は、空間的にも時間的にも非常に遠く隔たっているように見えます。しかし、なぜこのテーマが重要（レレヴァント）であり、またここ札幌の北海道大学によく適しているのか、私はその理由として2点あげたいと思います。第1の理由は、中世法史の研究がここ北海道大学で持っている長い伝統です。伝統ということで、私は田口さんの国王裁判権についての本¹（それはドイツで大いに印象を与えましたが）だけを言いたいわけではありません。それだけでなくまた、より古い世代の共同研究のことをも考えています。つまり私の先生であるカール・クレッ

*この講演は、2019年10月2日に北海道大学法学部で、そしてやや変更された形で10月9日に名古屋の南山大学法学部で行われたものである。ホスト役であった田口正樹氏および田中実氏の手厚いもてなしに心から感謝する。講演様式はそのまま維持されているが、必要な典拠を示す脚注が付加され、末尾には、講演以後の研究の進展を短く叙述する一節が追加された。

¹ Masaki Taguchi, *Königliche Gerichtsbarkeit und regionale Konfliktbeilegung im deutschen Spätmittelalter: Die Regierungszeit Ludwigs des Bayern (1314–1347)* (Freiburger Rechtsgeschichtliche Abhandlungen. Neue Folge 77), 2017.

シュルと田口さんの前任者である石川武氏²との間には緊密な友人関係がありました。石川氏は、ここ札幌とフライブルクでザクセンシュピエルに関する重要な研究を公表しました。私自身、既に10年前に一度ここで話をする機会をいただきましたが、そのときは我々は非常に面白い研究集会で法のクレオール化について議論したのです。もう1つの理由としては、リューベックは確かに札幌から遠く離れていますが（とはいえ、両都市ともそれぞれの国で北の都会ではありますが）、しかし「法の体系化」というテーマはやはり一般的な意味を持っています。というのも、ローマ法・カノン法的普通法の影響を受けた、たいていの法秩序において、法の体系的な整理と分類は、法との学問的取り組みへの重要な中間段階を意味しているのです。そういうことで、さて今や、予告されたテーマに取り掛かりましょう。



Jurjewetz の博物館にある写本

この写真は2013年に北ロシアのヴォルガ川沿いの小都市 Jurjewetz で撮影されたものです。見ばえのない灰色の箱の中には、中世リューベック法の最も美しく最も貴重な写本が隠れています。書記局長アルブレヒト・フォン・バルデヴィクが1294年に彼の故郷の都市リューベックに贈った写本です。リューベックは寄贈を彼に感謝し、何年もしないうちに彼を市長にしました³。1945年

以来、バルデヴィク写本は行方不明になり、それにもう一度再会できようとは、もはや誰も予想していませんでした。ですので、写本がまった

² カール・クレッシェルの最も新しい出版物は彼の古い友人のための追悼文であった。Karl Kroeschell, Takeshi Ishikawa (29.11.1927 – 5.8.2014), in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung (ZRG. GA) 133 (2016), S. 844-846.

³ Günter Kruse, Die Familie des Lübecker Kanzlers und Bürgermeisters Albert von Bardewik, in: Archiv für Familiengeschichtsforschung (AfF) 4/2004, S. 242-263.

く思いがけず、このありそうもない場所に再び出現したということを、両発見者たち、つまりモスクワのロモノソフ大学のドイツ文学者ナタリヤ・ガニナ Natalija Ganina とモスクワの国立修復研究所の美術史家インナ・モクレツォヴァ Inna Mokretsova が2014年に報じたのは、リューベック市にとっても、専門家集団にとっても、本当のセンセーションでした⁴。私自身にとってもまた、それは刺激的な知らせでした。というのも、私は長年リューベックの中世法に取り組んでいるからです。そしてこのテーマは今や大いに新しい刺激を得たのです。

この写本を、本日私は3段階でご紹介したいと思います。まず、「喪失と発見」というタイトルでこの写本の運命、つまり第2次世界大戦中の鉦山の坑内深くへの疎開から、写本を新たに編集しようという学際的研究者集団の目下の諸計画までを問題とします。第2に、バルデヴィク写本の成立史と、なぜこの史料が隣接諸学科にとって重要なのかを報告します。第3に、法制史家としての私にとって第一義的に興味があるテーマ、つまり写本の法学的な内容に立ち至ります。つまり、この写本は、最も華麗な写本であるだけでなく、先行する数十年の間に急速に増加した法素材を1つの体系的な秩序に整理しようと試みた最初の写本でもあるのです。この両者、つまり内容と体系の両方と、私は今後何年か集中的に取り組むことになるでしょう。本日の講演は私にとって、この計画を紹介する最初の歓迎すべき機会なのです。

しかしまずは、ヨーロッパの法発展一般にとつてのリューベック法の役割について、短いコメントを⁵。ドイツと中欧の最も重要な中世都市諸

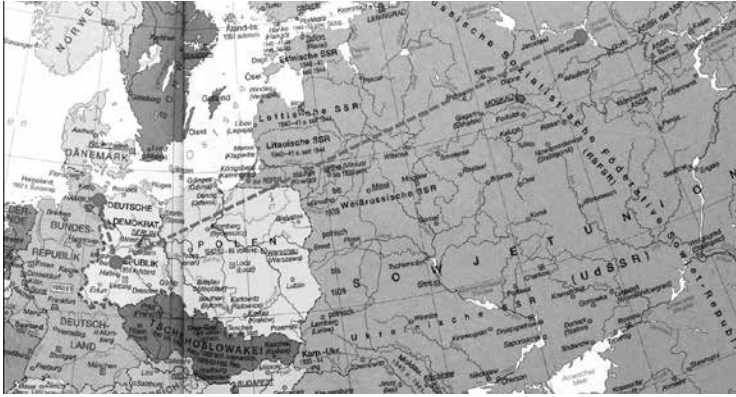
⁴ Natalija Ganina / Inna Mokretsova. Verschollener 'Bardewikscher Codex' aufgefunden, in: Zeitschrift für deutsches Altertum und deutsche Literatur (ZfdA) 145 (2016), S. 49-69; Natalija Ganina, "Dieser vorzüglich schöne Codex..." Die Wiederentdeckung des Bardewikschen Codexes von 1294, in: Zeitschrift für Lübeckische Geschichte (ZLG) 96 (2016), S. 53-63.

⁵ 以下の叙述は、Wilhelm Ebel, Lübisches Recht Bd. I, 1971 (このタイトルの第2巻は残念ながら公刊されなかった) および以下の2つの事典項目による: Peter Oestmann, Lübisches Recht, in: Hanselexikon (<https://www.hansischergeschichtsverein.de/lexikon?buchstabe=l#anzeige>, 2020年1月21日閲覧); Albrecht Cordes, Lübisches Recht, in: Handwörterbuch zur deutschen

法は、中世中期・後期の中・東・北欧の多くの都市建設において重要な役割を果たしました。とりわけ都市制度、土地法、相続法、商法、市場法に関して、新たに建設された都市は成功した手本を導きとするのが常でした。領邦君主たちは頻繁にこのプロセスを助長し、しばしばみずから都市建設者として登場しました。手本、いわゆる「母都市」は、しばしば別の領邦にあり、あるいはそれどころかリユーベックのケースのように「特定の領邦に属さない」帝国都市でしたので、この展開は当時としては新しいこれらの都市法を領邦の境を越えて拡大させました。ザクセン・マクデブルク法の次に最も成功を収めたモデルはリユーベック市の法でした。そしてザクセン・マクデブルク法は多くの小都市や村落にも移植されましたが、他方でダンツィヒを例外として港湾都市では適用されませんでしたので、リユーベック法は都市、商人、そして特に海洋交易といった法分野にとっては、中欧の他のすべての中世法圏よりも重要です。リユーベック法はおよそ80から100のとりわけバルト海地域の諸都市に移植され、ノルウェーのベルゲンやノヴゴロドのハンザ商館でも通用していましたし、またこれらの都市の多くはリユーベックとリユーベックの都市参事会をオーバーホーフ、つまり個々の都市の判決をいま一度チェックしうる審級として利用していました。それどころか、メクレンブルクからスウェーデン領エストニアまで近世の領邦君主がリユーベックへの法問い合わせを限定したときでさえ、リユーベック法はそれらの地域で部分的には近代遅くに至るまで引き続き妥当し続けていたのです。

I. 喪失と発見：1942年以来のバルデヴィク写本の遍歴

リユーベック法のほとんどすべての写本は、それを注文した娘都市に保管されていました。プロイセンのエルビングとエストニアのレヴァル（今日のタリン）の両市が最も豊富な史料を伝えています。リユーベックの都市参事会自身が日常的な仕事に使っていた写本でさえ、歴史の偶



バルデヴィク写本の旅路

然によってキールにたどり着きましたので⁶、バルデヴィク写本は常にリュubeckにとどまっていた唯一の写本でした—ただしそれも第2次世界大戦までのことでしたが。3つのハンザ都市、ブレーメン、ハンブルク、リュubeckは、自分たちがおそらく連合軍による空爆の最初の目標になるであろうということを意識しており、それで既に早いうちに自分たちが持つ最も貴重な文化財を安全な場所へ移していました。文書館保管史料も疎開させられましたが、行き先はマクデブルクとハレ（アン・デア・ザーレ）の中間あたり、ザクセン・アンハルトのベルンブルクにあった岩塩鉱山でした。この地方は1945年にソヴィエト占領区域の一部となり、それによって、「赤軍戦利品旅団」が公式の命令に基づいて貴重なドイツの文化財を探索していた地域の一部となりました⁷。こう

⁶ この今日キール写本と呼ばれている写本は、リュubeckの都市参事会写本、つまり裁判官として活動していた都市参事会会員の日常的業務の用に供されていた写本であった。この写本は以下の刊本として公表されている：Gustav Korlén, Das mittelniederdeutsche Stadtrecht von Lübeck nach seinen ältesten Formen (Niederdeutsche Stadtrechte II, Lunder germanistische Forschungen 23), Lund/Kopenhagen 1951.

⁷ ソヴィエト占領軍による書物と文庫の取り扱いの類似ケースを、以下の文献が詳しく描写している：Evgenij Kusmin, Das Schicksal deutscher, kriegsbedingt verlagter Sammlungen und Bibliotheken auf dem Territorium der Russischen

してベルンブルク鉱山の文書館史料もまたソヴィエトの占有するところとなりました。文書の大部分はソヴィエトの諸文書館に入り、そこで（ちなみに極めて注意深く）保管されました。しかし最も重要な宝物は独自の運命をたどり、ブラックマーケットかその他の不明なルートを経て、ソヴィエト世界帝国内の非常にさまざまな場所に至り着きました。ほんの数週間前にはじめて、『ハンザ歴史雑誌 *Hansische Geschichtsblätter*』の編集部に、シベリアの歴史家たちが、1つの論文を公表のために送ってきました。そこでは14世紀のハンザの関税領収書が分析されていますが、その史料は今日トムスクの大学図書館にあるのです⁸。

我々の写本はこうした混乱した歴史のめざましい例といえます。1975年、戦争の終わりから30年後に、写本はヴォルガ川沿いの人口1万の都市 Jurjewetz の博物館に流れ着きましたが、そこはモスクワの北東450キロの地点で、最も近い大学からも遠く離れていました⁹。博物館の受入台帳は年月日を記録していますが、しかし出所については何の情報も記していません。その何年前、1959年に、中世の低地ドイツ語手写本の

Föderation, in: Restitution von Bibliotheksgut. Runder Tisch deutscher und russischer Bibliothekare in Moskau am 11. und 12. Dezember 1992, hg. von Klaus-Dieter Lehmann/Ingo Kolasa (Zeitschrift für Bibliothekswesen und Bibliographie. Sonderheft 56), 1993, S. 70-81.

⁸ Marina Bessudnova/Valentin Portnykh, Quellen zur hansischen Geschichte aus der staatlichen Universität Tomsk. この論文は *Hansische Geschichtsblätter* (HGBll) 138 (2020) に掲載予定。

⁹ 以下の叙述は Ganina/Mokretsowa（注4）と、Natalija Ganina, Bericht über die Wiederauffindung des Bardewikschen Codex in Jurjewetz および Antjekathrin Graßmann, Von der Trave an die Wolga. Bericht über die Auslagerung und Rückkehr der Lübecker Archivalien nach 1945（この2つの論文は出版準備中。著者たちの好意により、公表前の原稿を閲覧することができた）による。重要な在庫調査が Hans-Jochen Schiewer/Regina D. Schiewer, Norddeutsche Handschriften in Moskau, in: Peter Jörg Becker u.a. (Hg.), *Scrinium Berolinense. Tilo Brandis zum 65. Geburtstag* (Beiträge aus der Staatsbibliothek zu Berlin Preußischer Kulturbesitz 10), 2000, Bd. I, S. 486-498 にあるが、この報告の著者たちはまた、「輸送に由来する喪失」の結果としての「私有化率」の問題についても推測している。

収集者が（彼についてはウラディミール・ゲラシモヴィッチ・シシュロフというその名前以外にはほとんど何も知られていないのですが）、15・16世紀に由来するリューベック法の3つの写本を、ちょうど彼がモスクワからレニングラードへ引っ越した際に、レーニン図書館（今日のロシア国立図書館）に売却していました。我々のバルデヴィク写本もこのカテゴリーに適合しますので、やはり1945年の後ウラディミール・シシュロフの手に入り、1959年ごろに同様に彼によって売却・譲渡されたと考えることはできます。もう1人同姓の人間、アレクサンドル・ペトロヴィッチ・シシュロフ（1928-2015年）が同じ時期にレニングラードにいました。2人は、彼らの父の名前が異なることからわかるように、兄弟ではありませんでした。アレクサンドルは、Jurjewetzの教養家庭の出身でした。彼の母はそこで教師をしており、父は区の教育部門の視学官で退役軍人のピョートル・アレクサンドロヴィッチ・シシュロフでした。ピョートルは1972年に死去し、1975年（市の750周年の年）に博物館は写本を得ました。ひょっとするとウラディミールはもう1人のシシュロフの親戚で、ひょっとすると彼は父か子に写本を譲り、そしてひょっとすると写本を博物館にゆだねたのはアレクサンドルであったのかもしれませんが。それが公式の行為でなかったことは、由来文書が欠けていることと、博物館の受入台帳の空欄からうかがわれるところです。しかし、写本のベルンブルクから Jurjewetz の博物館へ至る道について、今のところこれ以上のことはまだ知られていません。

1980年代後半に、ミハイル・ゴルバチョフとヘルムート・コールの両政府はついに、今なおかつての敵の手中にある文書館史料を交換するという合意に達しました。（西ドイツはタリンの都市文書館由来の多くの貴重な史料を保有していました。）しかしこの時点ではバルデヴィク写本が残ったままになっていたことを誰も知らず、その欠如は、リューベックの文書館員が、1990年にやっと故郷に戻ってきた文書館史料の積荷を検査した後はじめて、気づかれたのです。1990年代初めに、ボリス・エリツィンが、なおときおりまだロシアにあるドイツの文化財の返還を約束しましたが、政治的ムードはすぐまた冷却化してしまいました。1998年にはロシア議会が、赤軍戦利品旅団がドイツから持ってきたものすべてをロシアの国有財産と宣言する法律を制定しました。ロシアの憲法裁

判所は翌年、この法律の効力を確認しました¹⁰。

ドイツ側の見解では、ロシア議会の法律は国際法違反です。つまり、紛争終了後の盗難文化財の返還を求める1907年と1954年のハーグ協定に違反しています。ロシア側の応答は、ソヴィエト連邦はドイツ帝国の滅亡後の国家権力の保有者であったのであり、赤軍が文書館史料を持ち帰ったのは掠奪でなく正当な国家権力の行使であった、というものです。それにもかかわらず、ドイツ側の見方では、バルデヴィク写本はハンザ都市リユーベックの文書館に復帰しているはずなのです。しかし、この文書館の館長ヤン・ローカース博士が史料編集の編集者陣に加わっているということは、まちががなく、現状維持にある種の正当性を受ける象徴的な行為とは言えるでしょう。政治的状況がいかにやっかいでデリケートであるかは、ハンザ史の最も重要な諸史料をユネスコ世界文書遺産に加えるために、一連の北欧諸国が提出したリストに、バルデヴィク写本が入れられなかったことが示しています。その重要性からすると、写本は文句なくこのリストに属したはずですが、しかし、不明確な所有権問題ゆえに一そして[リストに入れるとすれば]ロシアを申請者に入れねばならなかったでしょうから—この写本はリスト外にとどまったのです。

Ⅱ. 計画されている史料編集：バルデヴィク写本への学際的関心

2016年に、モスクワ・ロモノソフ大学の2人のドイツ文学の教授、ナタリヤ・ガニナとインナ・モクレツォヴァが再発見に関する1本の論文を公表しました¹¹。彼女たちはJurjewetz 発の噂を追跡し、そこで写本を同定したのですが、写本の価値を博物館の指導部はまったく分かっていませんでした。2人は専門家グループを呼び集めました、その中には

¹⁰ この決定によってボリス・エリツィンも、(彼は当初、法律の認証を拒んでいたのだが)、抵抗を諦めた。<https://www1.wdr.de/radio/wdr5/sendungen/zeitzeichen/beutekunst108.html> (2020年1月23日閲覧)。

¹¹ 上掲注4を参照。



バルデヴィク写本の中の頭文字「D」

古書体学者、文献学者、写本絵画を専門とする美術史家、文書館員、一般史家、そしてまさに法制史家もいました。今我々は、完全な史料編集、つまりファクシミリ、解読されて書き起こされた原文、翻訳、そして学問的付録巻を準備しています。この関連で、私には、リ्यूベック法についての法史的コンメンタールを著すという課題が割当てられています。この史料編集がひとたび印刷でも、デジタル版でも（望むらくはオープン・アクセスで）刊行されれば、どこに写本が最終的な居場所を見出すかという問題は、意味を失います。

隣接諸学科がバルデヴィク写本の研究にどのような関心を持っているか、手短かに触れておきましょう。美術史、書冊学、古書体学にとって、しかしまた法のメディアとメディア性を問う法史学の新しい方向にとっても、写本の常になく華麗なつくりが関心の対象です。とりわけ、高価な材料で形作られた、見事な頭文字が目飛び込んできます。インクの組成は書き手によって異なりうるので、化学的研究によってインクから個々の書き手の筆跡を同定することができます。化学的研究はまた、金箔と一金よりもっと高価な一搗き砕かれたペルシアのラピスラズリが使われたことを、明るみに出しました。そのような装丁は、この写本でなければ、聖職者写本および文学写本、例えば人気のある騎士物語の写本などだけに見出されるものです。散文写本としては、この豪華さはまったく例外的です。写本の表紙は失われてしまいましたので、モスクワで



新たに製作された表紙

は2019年夏に、中世のスタイルの新しい表紙が製作されました。

文献学者たちは、低地ドイツ語と、この写本がそれによって書かれている、言語的特徴に興味を持っています。それは低地ドイツ語の北エルベ・ヴァリアンテで、専門的表現では「リューベック書記局言語」¹²と呼ばれるものです。リューベック法は1263年まではなお中世ラテン語で広められていましたが、低地ドイツ語のこのヴァリアンテは標準言語、共通言語 *Lingua franca* としてバルト

海地域全体に通用していきました¹³。

歴史家たちは、13世紀末という時代的文脈と書記局長アルブレヒト・フォン・バルデヴィクという人物に取り組んでいます。彼の家族はリューネブルクの北の小村バルドヴィクの出身でしたが、アルブレヒトの時代には既に100年来リューベックに定住していました。この家系はつまり、都市建設後何十年も経たないうちに、リューベックに移住していたわけです。アルブレヒト自身は生地裁断職人で、フランドルとの織物貿易で財を成しました。1291年彼は都市参事会員に選ばれ、その後やがて書記局長、つまり都市参事会書記局の責任者に任命されました。13世紀後半にその権力の頂点にあり、ケルンに次いでドイツ第2の大都市であった

¹² Robert Peters, *Die Kanzleisprache Lübecks*, in: Albrecht Greule / Jörg Meier / Arne Ziegler (Hg.), *Kanzleisprachenforschung. Ein internationales Handbuch*, 2012, S. 347-365 および同書所収の彼の論文 *Die Rolle der Kanzleien beim Schreibsprachenwechsel von Niederdeutschen zum (Früh-)Neuhochdeutschen* (S. 101-118) を参照。

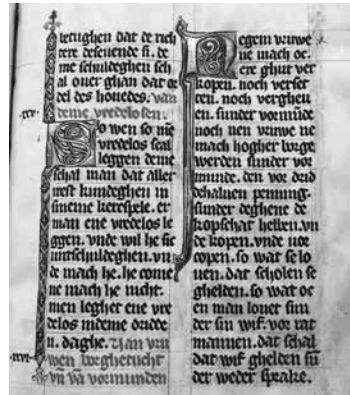
¹³ Albrecht Cordes, *The Language of the Law: The Lübeck Law Codes* (ca. 1224-1642), in: Stefania Gialdroni u.a. (Hg.), *Migrating Words, Migrating Merchants, Migrating Law. Trading Routes and the Development of Commercial Law*, 2019, S. 137-162.

リューベック市の書記局で、アルブレヒト・フォン・バルデヴィクは出来事を中心にいました。彼は野心的で、書記局を組織化し、もろもろの重要な筆写台帳を備え付けさせ、そして彼の故郷の都市に、まさに彼の名を冠した高価で貴重な写本を寄付しました。都市の利益のためのこれらの活動は、数年後、彼に期待されていた成功をもたらします。1308年に彼はリューベックの市長に選ばれたのです。

Ⅲ. 法的評価：新しい中世私法史

このように隣接諸学科が¹⁴バルデヴィク写本に大きな関心を持っているのに対して、法史学者は長い間及び腰でした。1980年にヴィルヘルム・エーベル¹⁴が死んだ後かなりの間、もはや誰もリューベック法の内容に取り組むことはありませんでした。しかしごく最近になって、このテーマへの関心は再び高まってきています。実際やはりここは、法史学者の出番です。なぜなら隣接諸学問はしばしば法テキストの理解に難渋するからです。歴史家と法史学者の協働がいかに実り豊かでありうるかは、マクデブルクの大展覧会「都市という魅惑：中世におけるヨーロッパの都市化とマクデブルク法」（2019年9月1日から2020年2月2日まで）が実証しました。ザクセン・マクデブルク法と同様に、リューベック法は、広く東中欧、東欧、北欧に影響を与え、それらの地域で、ドイツ語圏の境界を越えて、都市形成と都市化に重要な貢献をしていました。

これらの事象と集中的に取り組んできた法史学の部門は、「ドイツ私法」という学問です。それは19世紀に頂点に達しました。当時、「ゲル



女性のための後見についての
バルデヴィク写本96条

¹⁴ Götz Landwehr, Art. Wilhelm Ebel (1908-1980), in: HRG Bd. 1, 2. Aufl. 2008, Sp. 1171 f.

マニスト」たちは、彼らがそれらが中世に存在したことを認識したと信じたドイツ的、あるいはそれどころかゲルマン的なもろもろの法原則によって、立法に影響を与えようとしていました。彼らゲルマニストは、ローマ法には欠けているように見えた、彼らに言わせれば典型的にドイツ的な、社会的共同体思想を強調しました¹⁵。ドイツ民法典は1900年1月1日に発効しましたが、結局これら2つの方向の妥協の産物でした。それによって、「ドイツ私法」は基本的にはその任務を完了しました。1900年以後も、それでも一種の残影として存続しましたが、この間「ドイツ私法」の教科書の最後の諸版が出たのはずっと前のことになり、それらは今日では書棚で埃をかぶっています¹⁶。実際、磨き上げられた体系を持つ現代の私法秩序をさかのぼって中世に投影しようという時代錯誤的な試みは、今日もはや説得力を持ちません。説得力がないという点では、（ローマ法においてそうであったような）史料の沈黙を仮説で埋めようと試みる史料改竄指摘 Interpolation という手法も、また異なる時代層を尊重しないこと、つまり13世紀の情報欠如を15世紀に由来する報告で埋めようとするような試みも、同様です。

しかし、たらいの水とともに赤子まで流してしまうべきでもないでしょう。方法的により慎重に中世私法の個別問題と取り組んでいるような、少数の新しい研究というものはやはり存在しているのです¹⁷。それゆえ私は、重要な中世私法の全体を叙述することをもう一度思い切って試みるときが来たと思っています。バルデヴィク写本を広範な注釈とまさに法史的なコンメンタール付きで編集しようという決定は、そうした試みにとって歓迎すべききっかけを提供するものなのです。

バルデヴィク写本は実際そのために理想的な出発点です。それは、個

¹⁵ Frank L. Schäfer, Art. Germanistik, in: HRG Bd. 2, 2. Aufl. 2012, Sp. 255-259.

¹⁶ これに対して、意外な再出発を試みているのは、Steffen Schlinker / Hannes Ludyga / Andreas Bergmann, Privatrechtsgeschichte. Ein Studienbuch, 2019.

¹⁷ 例えば以下の文献を参照: Stephan Dusil, Mittelalterliche Privatrechtsgeschichte, quo vadis?, in: ZRG.GA 135 (2018), S. 190-221; Steffen Schlinker, Das Rentengeschäft im spätmittelalterlichen Reval, in: HGBll. 137 (2019), S. 111-135; Albrecht Cordes, Die Regelung von Interessenkonflikten im Seerecht des späten 13. Jahrhunderts. Ein Vergleich, in: ZRG.GA 137 (2020) (公刊予定).

別規定と体系という2つの異なる視点を可能にするものであるからです。というのも、70年間、1234年ごろのリューベック断片以来、リューベック法の諸規則の土台は急速に、しかし無秩序に拡大していました。最後のラテン語写本、1263年のダンツィヒのためのそれは、それでもまだ約100条を含むだけでしたが、30年後の我々のバルデヴィク写本はそれに対して250条以上を含んでいました¹⁸。このことが、書記局長アルブレヒト・フォン・バルデヴィクが、素材を新たに分類し1つの体系へと整理することを指示した、1つの理由であったのかもしれませんが。もう1つの理由としては、ハンブルクが模範となった可能性もあるでしょう。というのも、学識者 Magister ヨルダン・フォン・ボイツェンブルクの1270年のハンブルクの法書 Ordeelbook は、その時代としては模範的かつ見通しよく組み立てられていたからです¹⁹。しかし具体的な着想を、このハンザの姉妹都市ハンブルクがリューベックに授けたわけではありません。諸条文は、[バルデヴィク写本の中で] たしかに今や表題を得ましたが、それらはまだ不正確で、時には実質的に何も表現しておらず、その上しばしば同じ表題を繰り返していました。

しかしとりわけ全体を諸巻へと区分するということが行われていませんでしたが、もし区分がなされていれば、法が前述のような多くの新しい規定によって補われた際には、大きな違いとなりえたことでしょう。というのも、連続したテキストにおいては、挿入はずっと困難ですし、

¹⁸ ダンツィヒ写本については、今でも Johann Friedrich Hach (Hg.), *Das alte lübische Recht*, 1839 が刊本として用いられる。そこでは、ダンツィヒ写本が Codex I として、バルデヴィク写本が Codex II として印刷されている。19世紀前半リューベックの状況を背景としたハッハの史料公刊作業は、以下の文献で活写されている: Antjekathrin Graßmann, *Die Wiederentdeckung des Mittelalters: Johann Friedrich Hach und der Bardewiksche Codex von 1294*, in: Natalija Ganina / Albrecht Cordes / Jan Lokers (Hg.), *Der Bardewiksche Codex. Edition und wissenschaftlicher Begleitband* (刊行準備中)。

¹⁹ Frank Eichler (Hg.), *Das Hamburger Ordeelbook von 1270 samt Schiffrecht*, 2005 で注意深く史料編纂されている。著者の興味深い人となりについては、Christa Bertelsmeier-Kierst, *Art. Jordan von Boizenburg*, in: HRG Bd. 2, 2. Aufl. 2012, Sp. 1389-1391。

いずれにせよ数え方をずらすことになったでしょう（近代の立法者が考え付いたように、105a 条のように接尾文字で補われた数字を挿入するというのをしない限りは）。しかし番号付けの安定性は、リューベックの都市参事会員にとって、そもそも関心事ではありませんでした。それはまた、近代の法律適用の場合ほど差し迫って必要なことでもありませんでした。なぜなら、都市参事会の判決はリューベック法の具体的条文に明示的に関係付けられてはいませんでしたし、それぞれの規範のもとへの包摂のプロセスも起きていなかったからです。書記局はより簡単なやり方を選び、新たに導入された規定を単純に既存のテキスト群の後ろに付加していきました。しかしそうすることで、まさに新しく確立された体系性はただちに再び攪乱されました。その結果は以下のとおりです：1 条から172条は15の内容的にたいへにかなり明確に規定された部分に区分されることができます。それに対して173条から256条は、いかなる内容的秩序をも欠いています。この点は、そこから学際的な共同研究の諸成果をよく参照指示しうるポイントです。というのも、文献学者たちと古書体学者たちは、望むらくはテキストの層、成立年代、書記の筆跡について信頼できる知見を与えうるでしょうし、歴史家たちはひょっとすると、誰がアルブレヒト・フォン・バルデヴィクの指揮のもとリューベックの書記局で活動していたのか、書記局がどのように作業していたのか、どのような参考資料（専門文献）がそこで利用可能であったのか、そして誰がそこで改革計画を決定しえたのか、といった点を解説できるかもしれません。これらの情報は、写本内容とのより深い法史的取り組みの基礎となるでしょう。

以下の表は、2つのハンザ都市法の思考過程を可視化するものです。

ハンブルク法書 (1270年) (オリジナルの章表題を編者フランク・アイヒラーが翻訳したもの ²⁰⁾)	バルデヴィク写本 (1294年) (現代の区分：オリジナルは章に区分されていない)
A. 都市参事会への就任	I. 婚姻法 (1-14条)
B. 世襲地代	II. 相続法 (15-41条)
C. 財産分割	III. 都市参事会員 (42-58条)
D. 財産譲渡	IV. 訴訟法 (59-76条)
E. 後見	V. 刑法 (77-95条)

F. 債務法	VI. 後見 (96-102条)
G. 証人による証明	VII. 遺言 (103-107条)
H. 奉仕	VIII. 証人による証明 (108-112条)
I. 殴打	IX. 土地法 (113-127条)
K. 非行	X. 偽造 (128-132条)
L. 事前の考慮	XI. 船舶法 (133-139条)
M. 窃盗と強盗	XII. 身体傷害 (140-145条)
N. 船舶法 (1292年補足)	XIII. 担保法等 (146-151条)
	XIV. 動物・担保法 (152-161条)
	XV. 相隣関係法 (162-172条)
	173-256条: 体系性は認められない

例示的に、後見 (96-102条、さらにそこからこれも再発見されたヴィスマール断片) と船舶法 (133-139条) という2つの章を取り上げてみましょう。まず、後見についてですが、頻繁な危険な旅とおよそ乏しい生存期待、しかしそれにもかかわらず著しい資産価値と家長の留守中に下される重要な諸決定、という状況を考慮すると、このテーマは商人にとって大きな意味がありました。96条はまず、女性が後見人なしに行為してよいような狭い範囲を扱っていますが、その後商業女性のための例外を設けています。商業女性は「購入財産」を持ち、売り、買うことで定義されています²¹。商業女性は完全に行為能力があり、約束したものをすべて支払わなければなりません。規定のこの第2部はしたがって、体系的 position と表題から期待されそうなものに反して、まさに後見というテーマでなく、その例外—後見人なしの行為能力—を扱っているのです。97条でも表題は内容についてほとんど表現していません。これは、父によって任命された後見人は、彼が「その事務を正しく *sinen dinge nicht rechte* (行って) いない」という理由で、父の親戚が彼を訴えた場合にのみ、その職務を制限されてよい、という規定です。この場合、都市参事

²⁰ 注18を参照。

²¹ Albrecht Cordes, Art. Kaufschatz, in: Hanselexikon (<https://www.hansischergeschichtsverein.de/lexikon?buchstabe=k#anzeige>, 2020年1月24日閲覧)。

会は彼を罷免して、新しい後見人を任命することができます。この思考は98条へと続けられます：市外の者は後見人を務めてはならず、父方の親戚が後見人に選ばれるべきである。99条では、遺産に対して訴えが起された場合に、複数の後見人の中で誰がただ1人で雪冤宣誓すべきかは、くじで決められるべしと規定されています。100条によれば、被相続人が後見人指定を怠った場合、都市参事会だけがそれを決定する権限を有します。その後の101条は2つの理由で人を驚かせるものです。1つには、この条文は、既に97条が定めたことをいま一度規律します。つまり、都市参事会は不適格な後見人を罷免して、より適格な後見人で置き換えることができるというのです。なぜこのことが繰り返されているのでしょうか。罷免のイニシアティヴは97条によれば父の親戚から出てこなければならないのに対して、101条にはこの限定がないというのが、1つの理由になりうるかもしれません。101条では一般的に、「それは都市参事会のもとにもたらされるべし *dat schal man vor den rat bringhen.*」と書かれています。もう1つの驚きは、規定の理由の詳細な解説です。都市参事会は、他の3、4箇所でも自身の活動ないし動機に言及していますが、101条ほど詳しい箇所は他にありません。他の場合に支配的な簡潔に短い書き方と比較すると、この条文はまさに饒舌な感を与えます。条文は、「我々は、我々が正当にそのようにしてよいように、これらの問題について皇帝の法を受け入れる *so uirtfa wi alse wi van rechte scholen in deisen stukken des keiseres recht*」という、法史的に破壊力のある情報で終わっています。これはローマ法への関連付けで、ローマ法は、特に古代の皇帝権との連続性を常に強調していたシュタウフェン家の皇帝たちが、彼らの支配の重要な道具としていたものでした。対応する規定は、ユスティニアヌスの法学提要23章の3 (De curatoribus) に見出されます。それに続く法学提要の条文24章の4も、バルデヴィク写本に取り入れられました。すなわち102条として、です。この条文は、若い男性が精神錯乱者であるか浪費者である場合に、それらの者を成年に達した後も後見のもとにとどめおく可能性を扱っています。これらの諸前提、精神錯乱者 *furiosus* と浪費者 *prodigus* はラテン語で再現されています。これは、長期間重い病気にかかっている者たち（彼らには「世話人」が添えられるのですが）の描写とともに、写本全体の中で唯一の

ラテン語の一節です。

船舶法は133条から139条で規定されていますが、内陸にあるドイツ諸都市は当然ながらこのテーマを規律していなかったのも、ここで取り上げてみることにしましょう。それに対して、ハンブルクとの間では既に13世紀半ば以後、活発な文書によるやりとりがあり、海法の個別の点についてのいたって実質的な相違もまた存在していました。13世紀末は、イタリアからカタロニア、ビスカヤのオレロン島を経てスカンディナヴィアまで、ヨーロッパの至るところで、海法が文書化された時期です。個々の規定はしたがって、実り多い形でヨーロッパ的に比較されることができま^{s22}、それはここではやめておかななくてはなりません。諸規定を短くあげておくだけにしましょう。133条は、トラーヴェ川のはしけを権限なしに利用することを扱っていますが、しかし緊急の場合はそれも正当化されます。134条は、投げ荷、つまり船を海難から救うために商品を自発的に犠牲にする行為に関する条文です。これは共同海損のケースで、つまり犠牲から利益を得た者たちの相殺義務をもたらします。リユーベック法のより古いヴァージョンに対するバルデヴィク写本の関係について啓発的であるのは、この条文の末尾に「*na deme alse iowelik ghut mochte ghelden inder havene dat s e to dachten*」という一文が付加されていることです。つまり、補償の額は目標港の価格によって計算されるべしということです。別の言い方をすれば、一部は仮定的な旅の経済的成功が計算に流れ込んできているということです。問題がヨーロッパ中で広く議論されていただけに、この付加は注目されます。補足（例えば1263年のダンツィヒのためのラテン語写本ハッハIにはこの補足はまだ見られません²³）はつまり、リユーベックの都市参事会がこの議論を受け入れ、それに対して態度決定したことを示唆しているのかもしれないのです。

続く135条は、船の賃貸人に、賃貸開始まで船を処分することを禁止しています。船が約定された時点に実際に自由になるということを、賃借人が信頼できるようにするためです。136条は、半荷の原理のヴァリ

²² 私自身の試みは、注16であげた論文を参照。

²³ Hach (注17), Codex I.

アンテ、つまり船が目標に到達しない場合、船の賃貸人はそれでも半分の積荷報酬を得るということを、規定しています。137条は、港が狭かったのときには損害が不可避になるという事実を考慮しています。他の船に損害を与えた船の持ち主は、事件について責任がないことを宣誓すれば、損害の半분을補償するだけでよいとされています。今日の法では、おそらく操業危険のケースというところでしょう。138条は目標地で船の積荷を遅滞なくおろすことを、荷主に義務付けています。最後に139条は裁判制度にとって興味深いものです。というのも、そこでは船乗りが船舶裁判所の裁判長として登場しているからです。条文自体は、そこで許される証明手段に関するものです。バルデヴィク写本における船舶法の体系的な部分は以上のとおりですが、しかしながらそれがこのテーマに関する規定のすべてというわけではありません。後補部分の中になお、賃貸借された船は航海シーズン終わり前の聖マルティヌスの祝日[11月11日]に返却されねばならないという規定(212条)と、途中で積荷が失われ、何人かの商人だけが商品を完全に維持した場合に、積荷報酬を払う責任があるかという問題に関するバランスのとれた証明規則(222条)が、見出されます。

全体としてこれらの2つの部分、後見法と船舶法は、規律の実務への近さと、バランスのとれた利害調整のための都市参事会の努力を証言していますが、その際に都市参事会は手に入れることができたすべての法源をまったく実用的に使っています。他方で、2つの部分のどちらも、この2つの法分野の規律問題をいくらかでも完全にカバーしているというわけではありません。この体系化においては、集成過程を通じてその分野をおおよそカバーしようというおそらく初めての試みが見られますが、おおよそというのは、例えば個々の生地片を使ってパッチワークのカバーを組み上げようとするときのように、ということです。しかしこれらの試みはまだむしろごちないもので、ただちに行われた付加は、この試みがなおあまり熱のこもっていないものであったという印象を呼び起こします。このことは知的な能力のなさに起因するものではほとんどありえないでしょう、なぜなら隣のハンブルクでは新しく体系的な都市法集成が存在していたからです。それに合わせることは簡単にできたことでしょう。そうではなくて、リユーベックでは、法的事案について

実務的に作業するにあたって、法素材の体系的秩序が切実な欠落であるとは誰も感じなかったのではないかと思います。引き続き利用されていたリュベックの都市参事会写本²⁴ (Ki 写本) における伝統的で無秩序な順番とも、人々は明らかに同様にうまく折り合ってやっていたのです。

今日のところは以上です。規定の幅広さ・多様さと、しかしまたリュベック市庁舎の立法者たちの精神的態度と政治的アジェンダを認識させるような、いくつかの個別事例でこの講演の仕上げをしておきましょう。3つの例に限定します。姦通者に対する恥辱刑、市内の土地所有者の路上安全確保義務、そして聖職者が市内で広がることの禁止、です。最後にあげた例から始めましょう。最後の後補である243条には、明らかに反聖職者的な規定が見出され、そこでは1300年ごろの都市参事会と聖職者との間の陰悪な雰囲気表れています。冒頭部は異例に力の入った形式で書かれています。「以下のように、我々が新旧参事会全体で詳細に法として定立したことが、知られるべきである *Dat si witlic dat wi mit ganceme Rade olt unde nye over lang ghewilkoret hebbet*」—新旧参事会の共同作業がこのように強調されているのは、写本全体でこの1回だけです。明らかに、結束を固め、すべての参事会員が共同で決定に責任を負うと保証することが意図されていました。この幅広い戦線から、攻撃が続きます。「男であれ女であれ聖職者は、現在有する以外の住居を市内に持つべきではない *dat nene ghestlike lude man oder vrouwen anderes ieneghe woninge in der stat maken scolen mer den se nu hebbet*」。つまり現在の状態が凍結されるべきであり、市内における聖職者の更なる拡大は阻止されるべきなのです。

市民たちは都市法において、共同体の利益のために例外なく責任を負わされています。その一例は154条ですが、それは土地所有者たちに彼らの地所の歩道をきちんと保つことを義務付けています。そうしようと思えば、今日のドイツの自治体法にある、路面凍結時に道路に砂をまく義務を考えてもよいでしょう。条文は以下のとおりです。「誰かが、自分の家のところにあり家に属する歩道が、壊れていたりすべりやすかつ

²⁴ Kurlén (Hrsg.) (注6).

たりするのを直さず、そのことによって隣人や他の市民の家畜に害が生じ、足が折れたならば、その者は隣人ないし他の市民に家畜の価額を支払うべきである *So we sine brucghen de to broken oder to gleden is de bi sineme hus leghet vnde dar to horet nicht ne maket beschut sines nabures oder sines geborgheres ve dar van unghemak dat it en ben to breke he schal ghelden dat ve sineme nabure oder sineme borghere*」—家畜が壊れた、あるいはつるつるした道路の一部で足を折ったならば、土地所有者が責任を負うのです。

ぼんやりしていて奇妙なのは、現行犯で捕まった姦通者についての刑罰です。「誰かある男が真の夫の妻のところで捕まったならば、その者は自分の妻によって性器のところで市中の通りを上へ下へと引かれるべきである *So war ienech man bi enes echten mannes wive begrepen wert, de schal getoghet werden van deme wive bi deme pintte dor de stat in den straten up unde neder.*」—不実な夫は彼の妻²⁵に性器をつかまれて市の通りをあちらこちらと引きまわされるのです。しかしこの規定はまた、反映刑法と私的刑罰執行の興味深い要素をも含んでいます。夫にとって手続がどれほど恥ずかしいものになるかは、欺かれた妻の手中にあるのです。規定はもちろんやがて修正されました。すこし後には、夫はその代わりにさらし柱、つまり今日でもなおリユーベックの都市参事会広場に見られるカークに立たねばなりませんでした。

この条文はちょうど最初、第8条、にあり、*amyen*²⁶から生まれた、つまり非嫡の子らを相続から排除する規定に続いています。重婚禁止と、ある女性と性交した、それどころか結婚したという、偽りの主張に関する規定が、それに続きます。つまり写本のこの部分には、結婚と性に関する諸規定がまとめられているわけです。それらは全部で14の婚姻法規定のうち4つを占めています。つまりバルデヴィク写本の体系の第1章

²⁵ 文法的には、姦通者をこのように取り押さえているのは愛人の方であるという読みも考えられるかもしれない。文言からは、どちらの読み方が当たっているか、決められない。

²⁶ „Amie“ 「愛人」は、写本全体の中で唯一のフランス語である。ラテン語写本の対応語は *concubina* である。

に属します。なぜこれで始められているのでしょうか？ ひょっとすると、古い整理されていなかった写本も、成人した子どもを家族の財産結合から分別することに関する規定で始まっていたからなのかもしれません。リューベック法についての予告されている注解は、家族・婚姻・相続法(15-41条)に関する章で始まることになるでしょう。

IV. より広い範囲に及ぶ諸問題：リューベック法の特徴づけ

バルデヴィク写本の解釈と結びついて立てられうる、より上位の諸問題の花輪の中から、ここでは2つだけを取り上げておきましょう。

どこからリューベックはその法を取り寄せたのでしょうか、特に13世紀の経過中に付け加わった多くの材料をどこから持ってきたのでしょうか。後見法(古代ローマの後見法の継受)や聖職者の居住空間の制限(都市参事会の締約)の場合のように、テキスト内に示唆が見出されるのは、ほんのときおりにすぎません。投げ荷条項を全ヨーロッパで議論されていた細部問題で補足する場合のように、たいていは推測されるだけです。具体的な紛争事案を手がかりに新しいルールが自前で発見されるということも、確かにそれに加わりました。というのも都市参事会は同時に裁判官で立法者でもあったからです。接触に対する恐怖はどこにも観察されませんし、例えば反ローマ的なそのような、国民的なアジェンダも存在していませんでした。支配的であったのは純粋な実用主義と折衷主義でした—都市参事会は、いかなる法源理論をも考慮せずに、見つかる場所ではどこでも、規則を探したのでした。規則の選択に際してのこの自由の基礎は、参事会が市に適していると考えようとする締約法を制定するという参事会の自律性でした。

もうひとつは、古くなった国民国家的視角を克服した後で、この対象はどのような、時間的により広範囲の一般的な観察を許すのかという問題です。アルブレヒト・フォン・バルデヴィクと彼の書記局がいくらかのエネルギーを使って努めてきた、法の体系的秩序化は、リューベックの都市参事会の非法律家にとってはそれほど大きな利益ではありませんでした。体系的秩序はつかの間の存在にとどまりましたが、それでも以後は、参事会写本のように従来の順番で書かれた写本も、バルデヴィク

写本の新しい構成で書かれた写本も、ともに「法情報を求める」顧客と娘都市へと更に手渡されていったのでした。この体系化の試みは、したがって、国境を越えたバルト海地域への法移転という観点のもとでも、より正確な分析に値するのです。というのも、どのような形式で、リユーベック法がバルト海地域に影響を及ぼしていったのかという問いが立てられるからです。都市参事会が形成し使用していたような伝統的な形式によってか、それとも書記局長アルブレヒト・ヴォン・バルデヴィクの努力のおかげで形成された、体系的で整理された形式、それゆえより簡単に適用されうるような形式によってであったのか、という問いが。

（訳者後記）

本稿は、2019年10月2日に北海道大学法学研究科で開催された法理論研究会特別会におけるアルブレヒト・コルデス教授の講演の改訂版を日本語訳したものである。

コルデス教授は、1958年生まれ、ハイデルベルク大学、フライブルク大学で法学と歴史学を学んだ後、フライブルク大学のカール・クレッシェル教授のもとで助手を経て法学博士号を取得、更に同大学にて教授資格を得た。1999年にはフランクフルト（アム・マイン）大学教授となって現在に至っている。この間、大学内では法学部長（2017-2019年）など要職を歴任し、大学外でも帝国最高法院研究学会 Gesellschaft für Reichskammergericht の学術委員長、ハンザ史協会 Hansisches Geschichtsverein 理事などをつとめた。ドイツ国外での事績も活発で、フロリダ大学、テル・アヴィヴ大学で客員教授として教えたほか、日本との縁も深く、既に第1次国家試験後の実務修習時代に東京のドイツ商工会議所での滞在経験があり、2009年には東京大学にも客員教授として滞在した（その際には、北海道大学法学研究科でも講演したが、その翻訳「リユーベックにおける皇帝法—理論的拒絶と実践的継受」が本誌60巻3号（2009年）に掲載されている）。短期間の来日も数多いが、今回は2019年9月末から10月上旬にかけて滞在して、札幌を皮切りに、東京、名古屋、福岡で講演、関西では日本人研究者との交流など、精力的な日程をこなした。

コルデス教授の主な業績として、著書では、博士論文にもとづく

Stuben und Stubengesellschaften. Zur dörflichen und kleinstädtischen Verfassungsgeschichte am Oberrhein und in der Nordschweiz, (Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte, Bd. 38), Stuttgart u. a. 1993、教授資格取得論文による Spätmittelalterliche Gesellschaftshandel im Hanseraum, (Quellen und Darstellungen zur hansischen Geschichte, Bd. 45), Köln u. a. 1998 があり、更に師クレッシェルのドイツ法制史教科書を改訂した Karl Kroeschell, Albrecht Cordes, Karin Nehlsen-von Stryk, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 2: 1250-1650, 9. Aufl., Köln u. a. 2008 が広く知られている。編著も、Eine Grenze in Bewegung. Öffentliche und private Justiz im Handels- und Seerecht, (Schriften des Historischen Kollegs. Kolloquien, Bd. 81), München 2013; Mit Freundschaft oder mit Recht? Inner- und außergerichtliche Alternativen zur kontroversen Streitentscheidung im 15-19. Jahrhundert, (Quellen und Forschungen zur Höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 65), Köln u. a. 2015; Understanding the Sources of Early Modern and Modern Commercial Law, (Legal History Library, vol. 25), Leiden-Boston 2018 など多数あるが、中でも Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2. Aufl., Berlin 2001 ff. の編者の1人として、ドイツ法制史学界の中心事業の1つをリードしているのが特筆される。専門の商法史、リユーベック＝ハンザ法史の分野で第一人者であるだけでなく、およそ現在のドイツ学界の指導的法制史家の1人と言ってよい。

本稿は、コルデス教授の研究分野であるリユーベック法史の重要史料として、近年「再出現」したバルデヴィク写本について、その形式および中身の概要を、写本の数奇な運命とともに紹介したもので、中世リユーベック法の様相を具体的にうかがわせるとともに、同写本についての今後の史料刊行・研究計画を強く期待させる内容となっている。このように目下の中世法史研究の最先端を伝えるコルデス教授の講演に関して、研究会当日には参加者から、リユーベック法における規範と法動態、リユーベック法・マクデブルク法の研究史と19・20世紀の政治史との関係、リユーベック法と学識法・学識法曹との関係、近世以後のリユーベック法の展開、リユーベック市書記局のドイツ語とラテン語との関係および使用言語と社会階層との関係、バルデヴィク写本の利用・受容状況、

同写本における法の体系化の試みの特徴と意義、ヨーロッパ海法比較の可能性とリユーベック法の位置付け、など多様な論点について質問が出され、議論が交わされた。長時間にわたって質問にお答えいただいたコルデス教授および質疑に参加いただいた皆さんに感謝するとともに、とりわけ法理論研究会幹事の会沢恒教授のご厚意に御礼を申し上げる。また、講演の翻訳については、同じタイトルで10月9日に名古屋の南山大学で講演が行われた際にホスト役であった田中実教授から、数々のご教示をいただいた。これについても、心から感謝申し上げたい。本稿が、リユーベック法をはじめ、西洋中世法史の諸事象への関心をよびおこす糸口になれば、記者としては幸いである。